

令和2年5月27日

令和2年度 新潟県市町村総合事務組合監査計画

令和2年度に実施する監査等の種類、対象、時期及び実施体制等は、下表のとおりとする。

監査等の種類	監査対象			監査実施時期	実施体制等
	年度	会計	内容		
1 定例監査（財務監査） （地方自治法第199条第1項及び第4項） ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。	令和元年度	全会計	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般	令和2年5月27日(水)	1 監査委員2名で実施する。 2 総務退職課担当職員が補助する。 3 書面審査によることを原則とし、これ以外の方法による場合は、監査委員の協議により決定する。
2 決算審査 （地方自治法第233条第2項） ・決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。	令和元年度	全会計	決算その他関係書類	令和2年7月31日(金)	
3 例月出納検査 （地方自治法第235条の2第1項） ・各会計の各月の現金出納事務が正確に行われているか検査する。	令和元年度 令和2年度	全会計	各月の現金出納事務	令和2年1月～3月分:令和2年5月27日(水) 令和2年4月～6月分:令和2年7月31日(金) 令和2年7月～9月分:令和2年10月30日(金) 令和2年10月～12月分:令和3年1月28日(木)	
4 随時監査（財務監査・行政監査） （地方自治法第199条第2項及び第5項）	監査委員が必要と認めた監査対象について随時実施する。				
5 その他の監査(請求又は要求による監査)	請求又は要求による監査があった監査対象について随時実施する。				

※ 財政援助団体等監査、基金運用審査は、監査対象がないため実施しない。